指定ごみ袋の交付について
～ストーマ装具使用者、腹膜透析実施者の皆様へ～

　熊本市では、家庭ごみ有料化に伴う支援策として、次の要件に該当する方に指定ごみ袋を交付いたします。要件に該当する方で、指定ごみ袋の交付を希望する場合は、申込手続きをしてください。

1 対象者の要件

①在宅でストーマ装具を使用している方
②在宅で腹膜透析を実施している方

※熊本市重度障害者日常生活用具給付事業においてストーマ装具の給付を受けている方については、申込みの必要はありません。

⇩

2 手続の方法

【提出書類】

①指定収集袋（ごみ袋）交付申込書･･･記入例を参考にご記入ください
②ストーマ装具を使用していることや、腹膜透析を実施していることが証明できる書類（コピー可）
　→処方箋、装具などを購入したレシートや領収証、自立支援医療費受給者証など

⇩ ①～②の書類を揃えて、次のいずれかの方法でご提出ください

【提出先・提出方法】

最寄りの区役所の総務企画課に、郵送又は持参してください。
（ご住所地の行政区と違う区役所でも、ご提出できます。）

〇中央区役所総務企画課（〒860-8618　中央区手取本町1-1　TEL328-2610）
〇東区役所 総務企画課　（〒862-8555　東区東本町16-30　TEL367-9121）
〇西区役所 総務企画課　（〒861-5292　西区小島2丁目7-1　TEL329-1142）
〇南区役所 総務企画課　（〒861-4189　南区富合町清藤405-3　TEL357-4112）
〇北区役所 総務企画課　（〒861-0195　北区植木町岩野238-1　TEL272-1112）

⇩ 書類確認後、指定ごみ袋を交付します

【裏面へ】

【交付方法】

交付は**翌月または翌々月**になります。

（20日まで到着分は翌月中、20日以降到着分は翌々月中に配達します。

＜交付枚数＞

①在宅でストーマ装具を使用している方
小袋（15ℓ相当）１００枚（４月～翌年3月までの1年分）
※申請された時期によって、枚数が異なります。

②在宅で腹膜透析を実施している方
中袋（30ℓ相当）１００枚（４月～翌年3月までの1年分）
※申請された時期によって、枚数が異なります。

※市が委託する宅配業者がお届けします。

※窓口で直接お渡しすることはできませんのでご了承ください。

※毎年度申請が必要です。

【お問合せ】 熊本市 廃棄物計画課 TEL096－328－2359